

表 I-4 野鳥の検査優先種

(12 目 17 科)

検査優先種 1 (24 種)			主に早期発見を目的とする。高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。死亡野鳥等調査での感染確認率が 5%以上であった種。		
カモ目 カモ科	カモ目 カモ科 (続き)	チドリ目 カモメ科			
ヒシクイ	オナガガモ	ユリカモメ			
マガン	コガモ	ウミネコ			
シジュウカラガン	キンクロハジロ	タカ目 タカ科			
コクチョウ*	カイツブリ目 カイツブリ科	クマタカ			
コブハクチョウ*	カイツブリ	オジロワシ			
コハクチョウ	カンムリカイツブリ	オオタカ			
オオハクチョウ	ツル目 ツル科	ノスリ			
オシドリ	マナヅル	ハヤブサ目 ハヤブサ科			
ヒドリガモ	タンチョウ	ハヤブサ			
	ナベヅル	その他、重度の神経症状**が観察された野鳥全般			
検査優先種 2 (22 種)			さらに発見の可能性を高めることを目的とする。過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。		
カモ目 カモ科	チドリ目 ウミスズメ科	タカ目 タカ科			
マガモ	ハシブトウミガラス	ツミ			
トモエガモ	ウミガラス	トビ			
ホシハジロ	ケイマフリ	オオワシ			
スズガモ	ウミスズメ	フクロウ目 フクロウ科			
カイツブリ目 カイツブリ科	エトロフウミスズメ	シマフクロウ			
アカエリカイツブリ	ウトウ	フクロウ			
チドリ目 シギ科	アビ目 アビ科	スズメ目 カラス科			
ハマシギ	オオハム	カケス			
チドリ目 カモメ科	ペリカン目 トキ科				
セグロカモメ	クロツラヘラサギ				
オオセグロカモメ					
検査優先種 3			感染の広がりを把握することを目的とする。水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、検査優先種 1・2 に含まれないカモ科、カイツブリ科等の種、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1・2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。		
カモ目 カモ科	チドリ目 ウミスズメ科	タカ目 ミサゴ科			
検査優先種 1、2 以外全種	検査優先種 2 以外全種	ミサゴ			
カイツブリ目 カイツブリ科	アビ目 アビ科	タカ目 タカ科			
検査優先種 1 以外全種	検査優先種 2 以外全種	検査優先種 1、2 以外全種			
コウノトリ目 コウノトリ科	ペリカン目 サギ科	ハヤブサ目 ハヤブサ科			
コウノトリ	アオサギ	検査優先種 1 以外全種			
カツオドリ目 ウ科	ツル目 ツル科	フクロウ目 フクロウ科			
カワウ	検査優先種 1 以外全種	検査優先種 2 以外全種			
チドリ目 カモメ科	ツル目 クイナ科	スズメ目 カラス科			
検査優先種 1、2 以外全種	オオバン	ハシブトガラス、ハシボソガラス			

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（情報編 p.117 図 V-5 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの。

- 検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。
- 検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。
- 国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性及び生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。